

シェアードアクセス方式の接続料算定方法に関するヒアリング

KDDI株式会社

2022/12/21



自前設備で
関東・中部・沖縄エリアでFTTHサービスを展開

それに加え、
NTT東・西殿のシェアドアアクセス(接続)方式を利用することで
全国でのサービス提供を実現

“接続”を利用して独自性・多様性を発揮



au ひかり



高速なFTTHサービスをいち早く導入

シェアドアクセス方式を利用し、自前のホームゲートウェイ等を組み合わせることで
最大10Gbpsのサービスを2018年3月より提供開始

世界最速、
超ひかり。

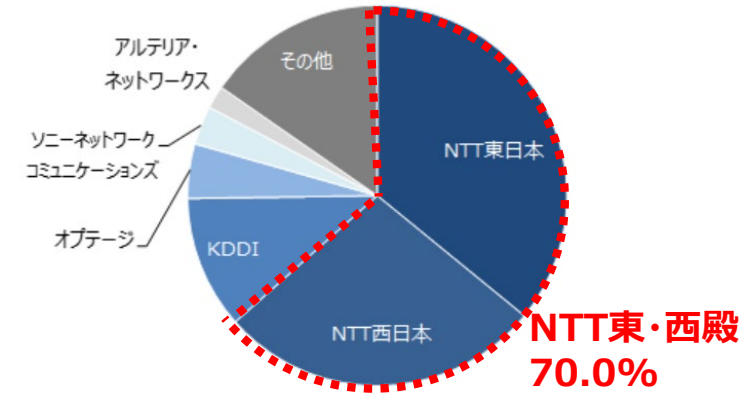
auひかり^{テン}ホーム X 10ギガ
auひかり^{ファイブ}ホーム V 5ギガ

これまで当社はFTTH市場の競争促進を牽引



しかしながらまだまだ競争が不十分

NTT東・西殿（コラボ光含む）が高いシェアを占めている状況
（2022年3月末時点：70.0%）



（参考資料）
株式会社MM総研資料 FTTH契約数・回線事業者数シェア（2022年3月末）

“接続”による競争促進がないと将来**サービス卸のみ**になる可能性あり

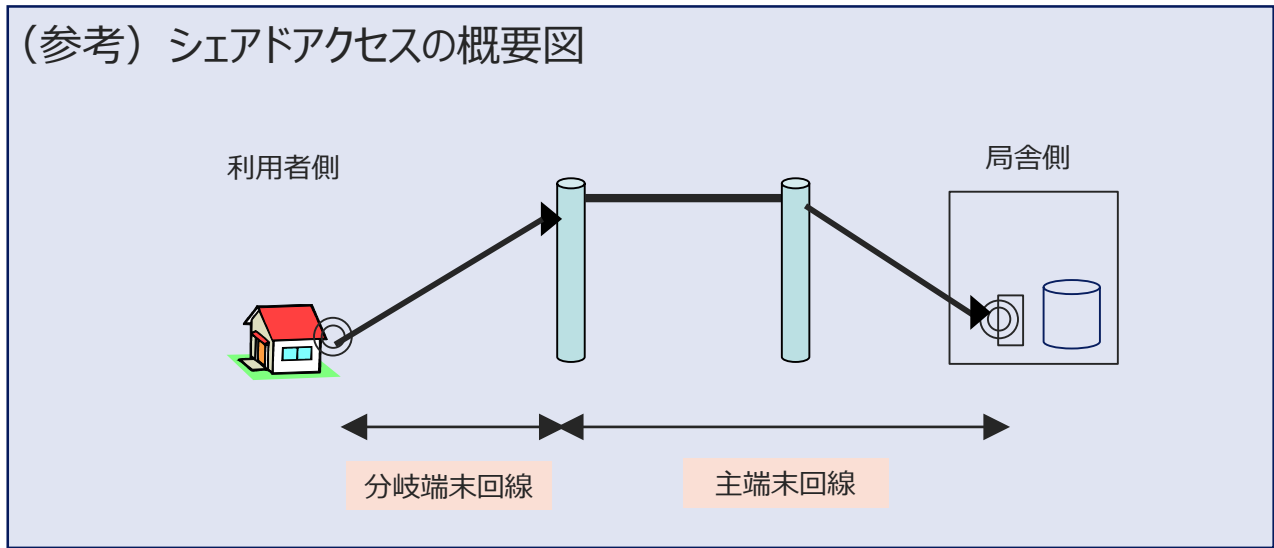
利用者利便・利益の確保、サービスの独自性・多様性確保のために
サービス卸のみではなく“接続”による競争促進が必要



- 現状、NTT東・西殿の接続機能であるシェアドアクセス分岐端末回線の費用負担方法が“特殊な整理”となっており、他の接続機能やサービス卸との差分が生じている
- この制度導入当時からの状況・環境変化等を踏まえ、現状も適切な整理であるのか、他の事例との公平性が保たれているか確認が必要



当社としては、環境変化を踏まえたルール見直しが必要という考え



従来の整理

「各事業者が専属的に利用」という
“特殊な状況”

光信号分岐端末回線が、接続事業者の個別の回線設置申込に応じてNTT東・西がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるという特殊な状況

↓

**接続事業者が残置維持費を
個別負担**

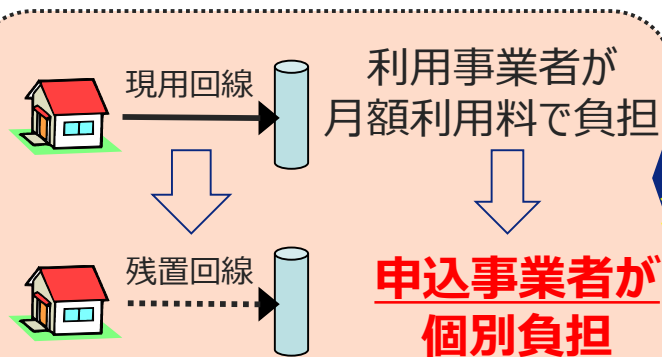
情報通信審議会 電気通信事業部会 答申（2004年12月21日付）
『東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可』
（シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直し）

参考) 現行ルールにおける分岐端末の負担方法

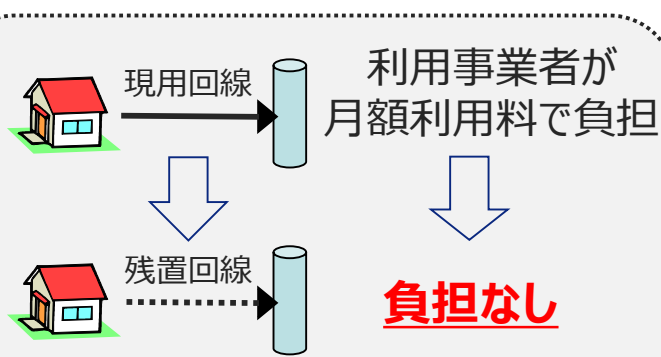
- シェアドアクセス分岐端末回線における解約後の費用負担は、網改造料に準じた方法、つまり、「対象費用を申込事業者が個別負担」する方式
⇒ 解約後に発生する維持費・撤去工事費は申込事業者にて個別負担
- 他方、他の接続機能は、網使用料として、「対象費用を利用回線数で按分負担」する方式
⇒ 解約後に発生する維持費・撤去工事費は利用事業者が月額利用料の中で負担
- サービス卸は、個別の協議により負担方法を合意（下図は想定）

接続機能

<シェアアクセス方式>
(網改造料に準じた算定)

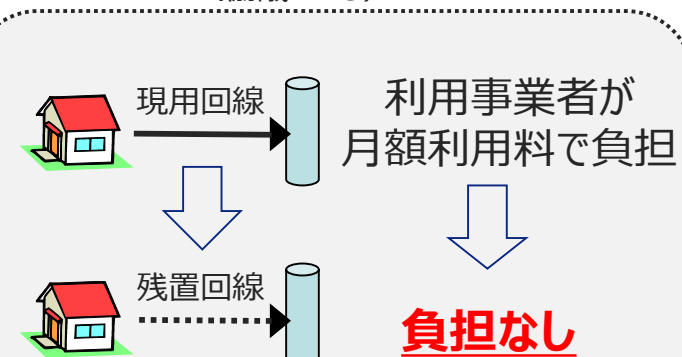


<他の接続機能（シングルスター方式等）>
(網使用料として算定)



【サービス卸】

(想定) <コラボ光>
(協議による)



論点（1）残置回線の現状（残置回線数）

お客様解約後に発生する当社残置回線（非現用回線）数の推移は以下のとおり
2021年度末時点で 構成員限り 構成員限り





当社におけるお客様解約時の分岐端末回線に関するご案内は以下の通り

⇒事業影響を踏まえつつ、“解約を契機とした費用”である点から「お客様間の負担の公平」を極力考慮したご案内を実施

構成員限り

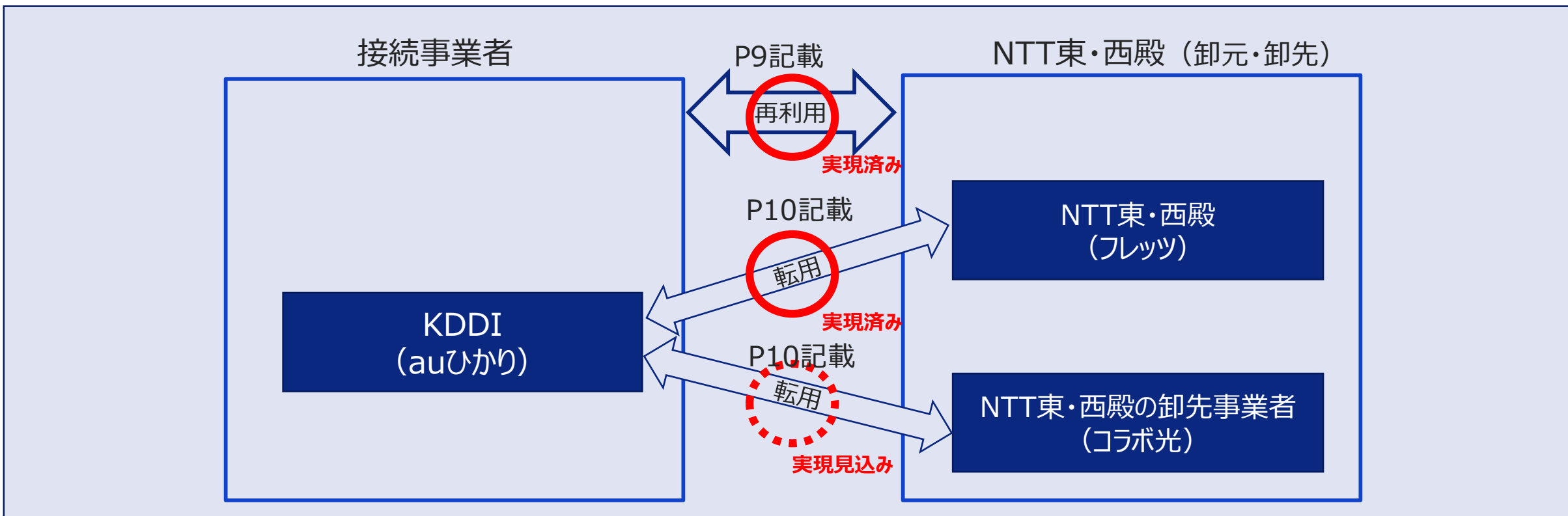
■ 2022年7月以降：原則残置をご案内。

- 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」により、撤去工事費の解約時一括請求の禁止等が設けられた。
- このため、要望時のみ撤去（有料）として、原則残置をご案内。解約者と現利用者間の費用負担の公平性に課題が残る形に。

事業者間による再利用・転用の実施状況について次頁以降記載

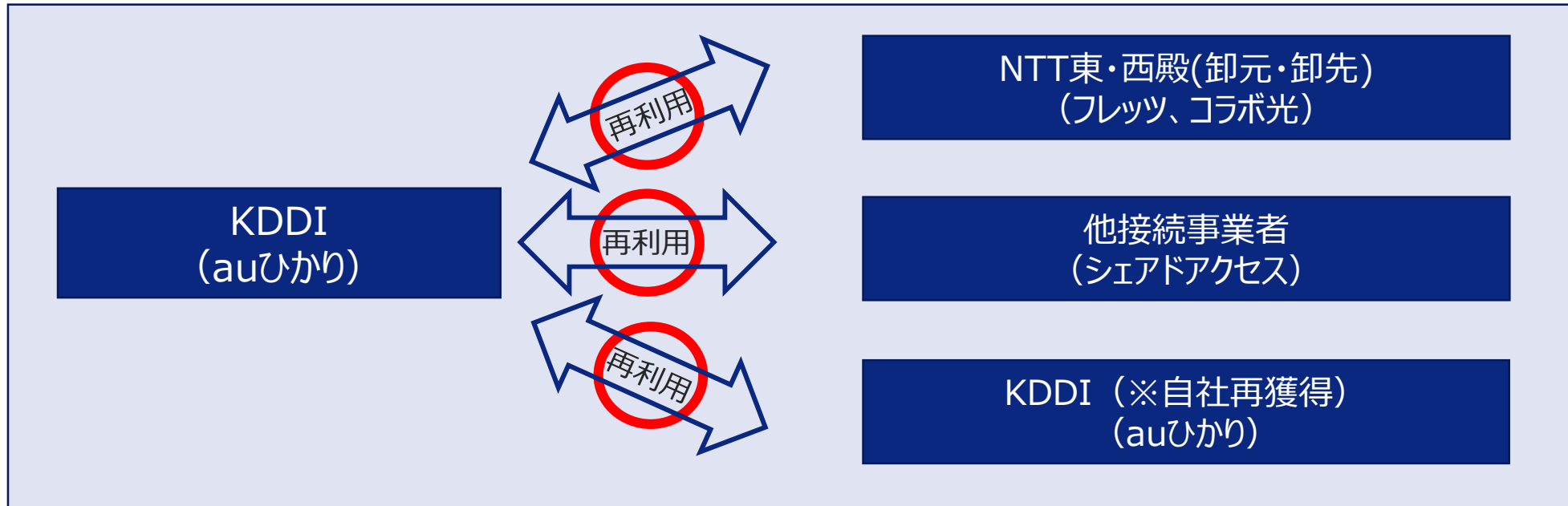
本資料上の定義（分岐端末回線の“使いまわし”には以下 2 つの方法が存在）

- **再利用**：解約日以降、残置された分岐端末回線を利用して新たなサービスを提供すること
- **転用**：事業者間で連携し、解約と同日中に、同分岐端末回線を利用して新たなサービスを提供すること（所謂、同時工事をするもの）





当社参入当初より、接続事業者が残置した回線は自社だけでなく他事業者(NTT東・西殿、他接続事業者)においても再利用可能という状況



(参考) NTT東・西 接続約款 第34条の6 3

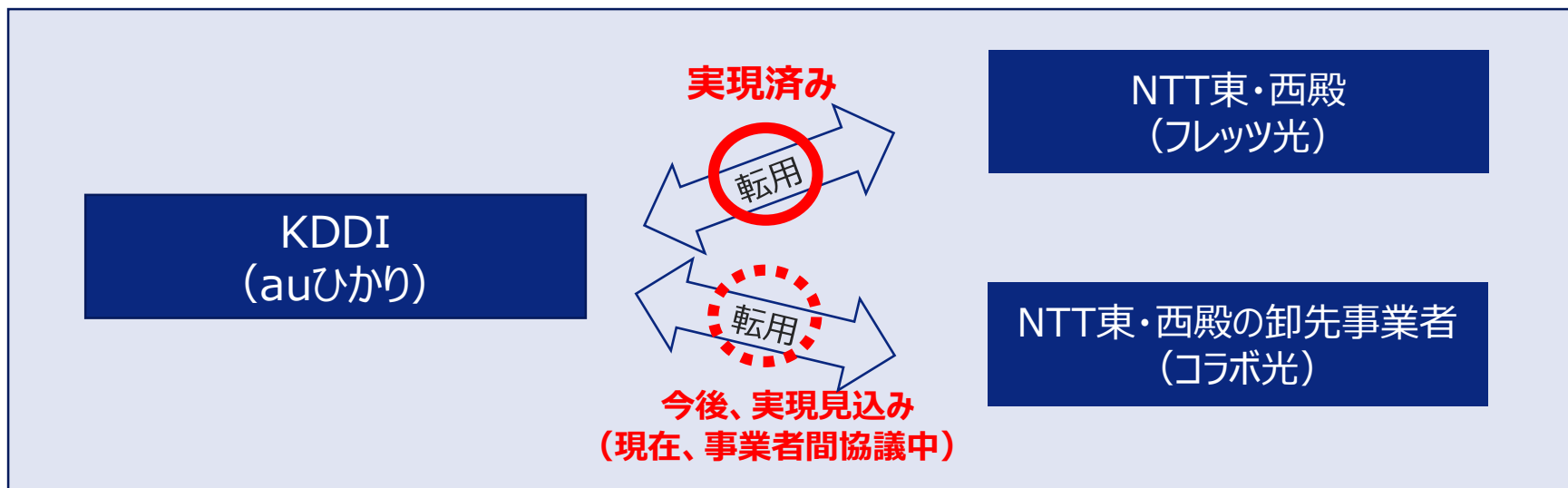
第1項の規定により当社が光信号引込等設備を維持等している場合において、**当社がその光信号引込等設備を用いた再利用をしようとするときは、当社はその光信号引込等設備の維持等を終了することができるものとします。**この場合において、当社はその光信号引込等設備を用いた再利用ができたか否か第1項の協定事業者に通知するものとし、光信号引込等設備を用いた再利用ができなかったときは、当社はその光信号引込等設備を撤去することがあるものとします。



フレッツ光～シェアドアクセス間の引込線転用スキームについて NTT東・西殿と協議・検討の上、2010年より実現済み

⇒ これにより、**当時NTT東・西殿設備を利用する全プレイヤー間の転用が実現**

参考：フレッツ光から当社サービスへの変更時の転用実施率





当社が残置した分岐端末回線が、
他事業者（NTT東・西(卸先事業者含む)、他接続事業者) にて
再利用または転用された回線数の推移は以下のとおり

2021年度末時点で

構成員限り

構成員限り



- 分岐端末回線は、**当社参入当初(2008年)より再利用は可能**
- さらに、**2010年からは当時のNTT設備を利用する全プレイヤー間での転用も可能**

⇒従って、分岐端末回線が他の接続機能と比して、
「専属的利用を根拠とした“特殊な状況”」にあつたとは考えられない
「接続料の算定方法」および「設備の運用方法」等を早急に見直すべき

従来の整理

各事業者が専属的に利用という
「特殊な状況」

⋮



現行の接続ルールが策定

環境変化

当社参入当初～現在

再利用・転用（≠専属的）により
「特殊な状況」が解消

⋮



接続料算定方法・設備の運用方法等を
見直すべき状況



現行のルール策定時の前提である「**特殊な状況**」が解消されている場合、
その接続料の算定方法を、他の接続機能と分ける根拠もない



他の接続機能と同様に網使用料の算定*に改め、
事業者の負担の公平性を改善すべき

*維持費・撤去工事費等を接続料原価に含め利用回線数で応分に負担する方式

現在の算定方法

「網改造料に準じた算定」
(残置回線の個別負担あり)

※分岐端末回線は“基本的な接続機能”として、
「網使用料」という位置付けであるにも関わらず、
特殊な状況を前提とした過去の整理により、
「網改造料に準じた算定方法」が適用されている状況

今回
見直し

今回の見直し提案

「網使用料のとおり算定」
(残置回線の個別負担なし)



1. 検討の経緯

1

- シェアドアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線（以下単に「**分岐端末回線**」という。）の接続料については、利用者との契約のある回線（以下「**現用回線**」という。）に係る接続料のほか、**利用者との契約の解約等によりサービス提供に用いられなくなった回線**（以下「**残置回線**」という。）に対しても、
 - ・ **撤去する場合には、接続事業者が当該回線の撤去費用及び未償却残高を負担**
 - ・ **残置する場合には、接続事業者が引き続き当該回線に係る維持等に要する費用**（償却済み比率を考慮）**を月額で負担**することとされている。
 （現用回線と残置回線を区別せず原価を算定した上で現用回線数に応じて接続料を設定されている**他の接続機能**（**シングルスター方式等**）とは異なり、**網改造料に準じた取扱い**となっている。）

$$\text{接続料原価} = \frac{\text{回線コスト (残置回線に係るものを含む。)}}{\text{現用回線総数}}$$

(適用対象: **現用回線**)

_____ **シングルスター方式等** _____

$$\text{接続料原価} = \text{取得固定資産価額} \times \text{設備管理運営費比率} + \text{減価償却費}$$

(適用対象: **残置回線を含む全回線**)

(網改造料における端末回線伝送機能の比率に基づく)

(法定耐用年数(20年)終了後は0円)

_____ **シェアドアクセス方式の分岐端末回線** _____

- そのような残置・撤去費の費用負担方法をとっているのは、平成16年度における接続約款の変更（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号。同年12月21日認可）において、「**接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及び西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況**にある」とされたことを踏まえたものである。

(参考資料)
 総務省殿資料「接続料の算定等に関する研究会（第65回）」資料65-5シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて（2022/11/30付）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000848230.pdf



参考) 網使用料、網改造料について

(参考)網使用料と網改造料について 9

○ 接続料は、接続約款上、基本的な接続機能の接続料である「網使用料」と個別利用機能の接続料である「網改造料」の2種類に大別されている。

■ 接続料の種類

網使用料	<ul style="list-style-type: none"> ・通常求められるような様々な接続形態を許容するネットワークを前提にして、多くの接続事業者にとって具備されていることが必要となるような機能(基本的な接続機能)に設定される使用料。 ・具体的な金額を接続約款に明示。 ・ネットワークの利用見合いにより費用を負担。利用中止時に別途の負担は求められない。 <p>(適用対象の例) 加入者交換機能、市内伝送機能等</p>
網改造料	<ul style="list-style-type: none"> ・他事業者の要望により、個別占用的機能を実現するためにNTT東日本・西日本のネットワークを改造・改修した場合の当該機能や設備の使用料。 ・網使用料と同様に適正原価・適正利潤により算出されるが、<u>具体的な金額は接続約款に明示されない。</u> ・<u>利用中止時には、別途の費用負担(例:未償却残高、撤去工事費)が発生。</u> <p>(適用対象の例) 個別建設費、接続用ソフトウェア開発費等</p>

※上表は原則的な取扱いを記載。
また、上表のほか、接続料以外で接続事業者がNTT東日本・西日本に支払う費用として、工事費、手続費、コロケーション費用がある。

(イメージ)

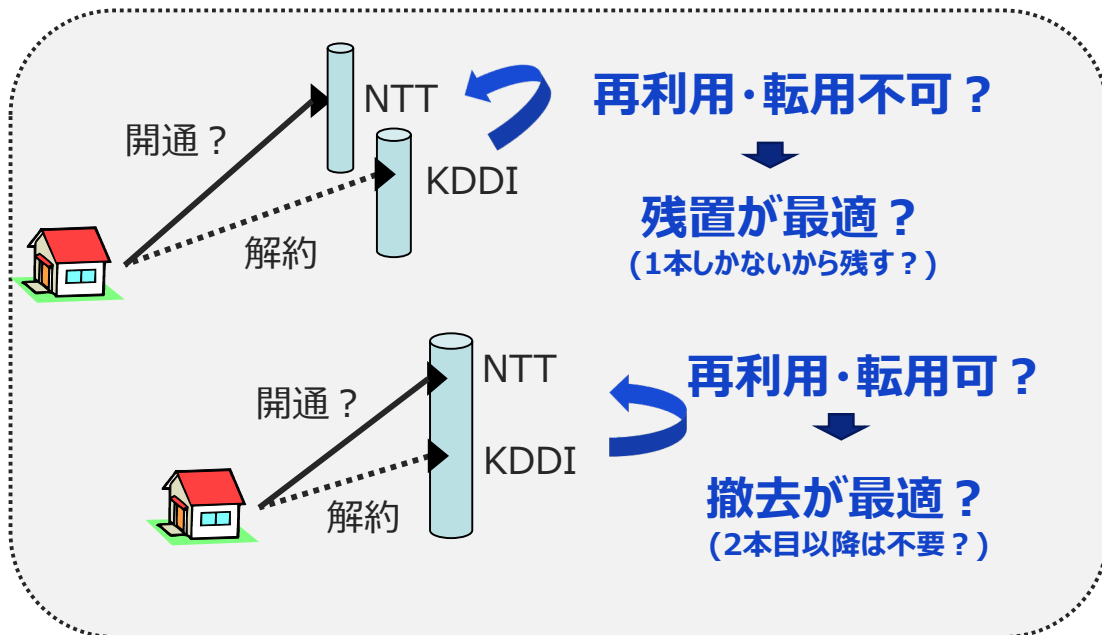
The diagram illustrates the network structure. At the top, three yellow boxes represent '事業者A', '事業者B', and '事業者C'. Below them, a large light blue rounded rectangle represents the 'NTT 東日本・西日本' network. A pink dashed-bordered box at the bottom of this network is labeled '網使用料(基本的な接続機能)' and '全事業者が利用する共通の・基本的な機能'. A blue dashed-bordered box is attached to the right side of the network, labeled '網改造料(個別利用機能)' and '特定の事業者のみが利用する機能'. Three computer icons are shown at the bottom, connected to the network.

(参考資料)
総務省殿資料「接続料の算定に関する研究会」NGNのISP接続 (PPPoEとIPoE) に関する当面の方向性 (2018年2月付資料)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000532520.pdf

分岐端末回線は、接続事業者にて解約時の残置・撤去を判断しているが、**自社の設備状況しか把握できず、引込線数や再利用・転用可否など確認する術がない状況**そのため、本課題の解決を図る観点からも、論点3のとおり、**網使用料化することが適当***1

*1 接続料算定方法の見直しに伴い、設備事業者(NTT東・西殿)にて全体最適*2による工事判断を実施

*2 具体的には、残置回線における再利用可能性を考慮し、残置・撤去の工事判断を実施
再利用できる場合は、2本引きによる新設を行わず、極力再利用による開通工事を実施等



**引込線数や再利用・転用可否など確認できず、
接続事業者では最適な工事判断できない**



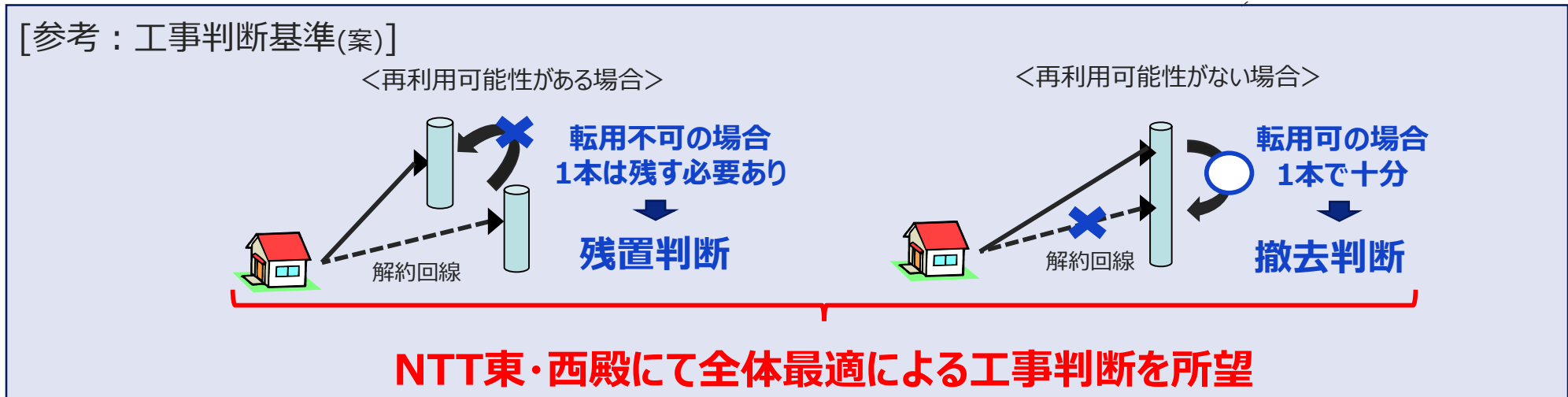
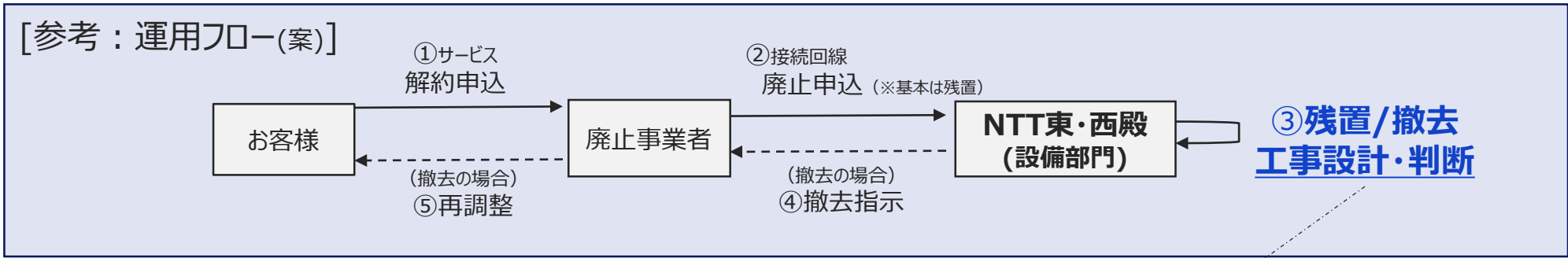
**本課題は解決を図る観点からも
網使用料化することが適当**



論点（４）現行ルールの見直し提案②（工事判断主体）

以下のようにNTT東・西殿による全体最適な工事判断・撤去促進により
不要な残置回線数の増加抑止・減少に資すると思料

なお、その他接続機能と同様の運用であるため、**お客様への影響は特段無い想定**



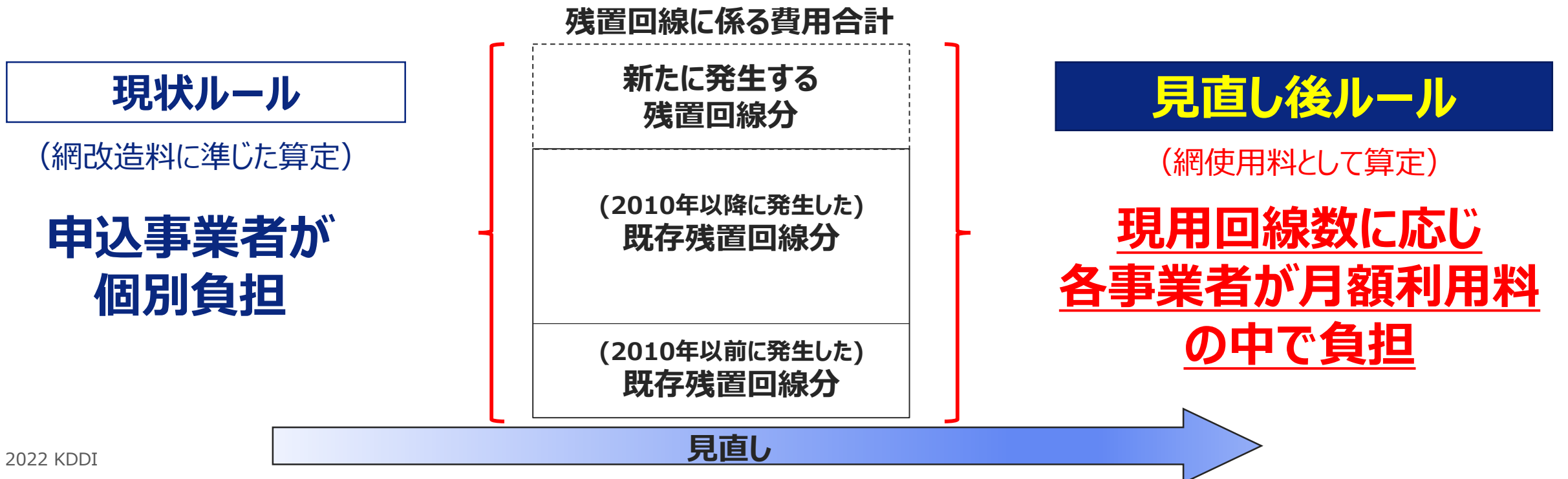


論点（5）現行ルールの見直し提案③（見直し対象範囲）

前述のとおり、「当初より、再利用による運用は存在」していたため、既存の残置回線においても、専属的な利用という特殊な状況は当初より解消されていたと考える

そのため、既存残置回線および今後発生する残置回線をすべて
ルール見直しの対象範囲とすべき*

*接続ルール変更後においては、新規・既存残置回線の減価償却費の残余期間分における費用負担方法を見直し（≠過去に遡る精算）



効果① お客様利便・利益の向上

論点4記載の効率的な運用実施によって、不要な残置回線の減少により期待される効果

コスト削減により、サービスの創意工夫に寄与

ケーブル垂れ下がり等の保安上リスク回避

効果② 事業者間の競争促進

接続事業者のみが維持費・撤去工事費を個別負担していた費用負担の差分解消による効果

他の接続機能・卸先事業者・接続事業者間の
イコールフットingの確保

接続事業者の参入障壁の軽減、
事業予見性の向上

FTTH市場における接続・サービス卸との競争上のバランスが維持

市場流動性の向上・活性化によるサービスの多様化に寄与

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

